

人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
美濃市	中有知地区	平成 26 年 3 月	令和 3 年 3 月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	83.57 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	42.20 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	29.00 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	12.00 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.00 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.00 ha
(備考) 地域は市街化の進展から住宅地が多く、農地は点在するところが多く、まとまったところは少ない。 また、生楯、志摩では畑地が多く、都市計画の用途地域が多くなっている。	

注1: ③の「〇才以上」には、地域の实情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、下記の(参考)中心経営体の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・農地の宅地化がすすみ、まとまった農地が減りつつあるため、受け手としては使い辛い圃場が多くなっている。特に松森地区では傾向が顕著。 ・担い手は多いが、立地条件から、隣接する中央地区や関市下有知地区に農地を求める担い手が多い。 ・70歳以上の農業者が56%を占め、後継者未定の農業者の耕作面積は12haと多く、担い手とのマッチングが必要。 ・生楯、志摩地区では畑地が多く、畑作の担い手の育成・確保が課題。 ・農地面積に対し、担い手が足りない。
--

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体に集積された農地を、機構集積に移行させ、圃場の分散を解消するために、担い手による集約検討を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・貸出希望農地の受付窓口の設置と集約を含むスムーズな貸借契約の締結をすすめる。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の实情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

中心経営体(担い手)

属性	農業者 名・名称	(氏)	現状		今後の農地の引受けの意向		
			経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A		施設野菜 花き	0.8 ha	施設野菜 花き	ha	
認農	B		種子用水稲 主食用水稲	2.1 ha	種子用水稲 主食用水稲	3 ha	中有知 笠神
認農	C		里芋 主食用水稲	1.0 ha	里芋 主食用水稲	ha	
認農	D		種子用水稲 主食用水稲 露地野菜	6.0 ha	種子用水稲 主食用水稲 露地野菜	7 ha	中有知
認農	E		主食用水稲 施設野菜	2.3 ha	主食用水稲 施設野菜	4 ha	中有知 笠神
認農法	F		複合経営	ha	複合経営	1 ha	
認就	G			ha	施設野菜	0.4 ha	生櫛
計		7人		12.2 ha		15.4 ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

現状の農地貸借を洗い出し、機構事業を通じた契約への見直しと、交付金の活用を検討する。

担い手による会議を設置し、圃場の効率利用を高めるべく調整を進める。

貸出希望農地の受付窓口を設置し、常時相談に乗れる体制を整備する。

土地改良した農地を中心に、地権者と耕作者を確認し、市内外を問わず担い手の受け入れが出来る体制をつくる。